

町県民税・所得税 申告は正しくお早めに！

町県民税の申告

町県民税の申告書を送付しました。

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。送付されていない方で申告が必要になった場合は、税務課や申告会場に用意しています。

町県民税の申告書が送付された方で平成24年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

町県民税申告が必要な方

平成25年1月1日現在、松伏町に住所があり、次のいずれかに該当する方。ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税申告は必要ありません。

- ▶事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金など以外)、一時所得のあった方
- ▶給与を2か所以上から受けている方
- ▶平成24年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ▶給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - ・医療費控除等を受ける方
- ▶源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ▶給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ▶松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷等のある方で、町内に住所のない方
- ▶遺族年金・障害年金・失業給付等の非課税収入のみの方
- ▶所得がない方で、
 - ・どなたの扶養にもなっていない方
 - ・別世帯の方に扶養されている方

町県民税申告に必要なもの

- ▶印鑑
- ▶給与所得者は、平成24年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
- ▶事業所得(営業等・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(収支内訳書は事前に作成してください。未作成の場合は、役場では受付できません。)
- ▶年金所得者は、平成24年分の源泉徴収票(コピー不可)
- ▶社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
- ▶障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など(65歳以上で寝たきり状態にある方も、あらかじめ町の認定を受けることにより、障害者控除を受けることができます。)
- ▶勤労学生控除を受けられる方は、学生証等
- ▶医療費控除等を受けられる方は、病院の領収書等(個人別病院別の集計が必要です。)

町県民税・所得税申告受付日程

受付：午前9時～11時、午後1時30分～3時30分
※受付時間が変更となりましたのでご注意ください。

日 程	受付対象者など	会 場
2月 6日(水)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
7日(木)	大川戸・金杉	緑の丘公園 レクチャーホール
8日(金)	築比地・魚沼	農村トレーニングセンター
18日(月) 19日(火) 20日(水)	給与所得者で 還付申告の方	役場第二庁舎 3階 301会議室
21日(木)	大川戸・金杉	
22日(金)	築比地・魚沼	
25日(月)	年金収入のある方 松葉・田島・田島東	
26日(火)	上赤岩・下赤岩	
27日(水)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
28日(木)	松伏(1番地～2500番地)	
3月 1日(金)	松伏(2501番地～)	
4日(月)	田中	
5日(火) 6日(水) 7日(木)	事業所得(営業等・農業)、 不動産所得のある方	
8日(金) ～15日(金) (土・日を除く。)	上記以外の方 又は上記の日程で 都合の悪い方	

※休日受付 3月10日(日) 午前9時～正午
役場第二庁舎 3階301会議室

申告期限 平成25年3月15日(金)

～ 注意 ～

町内の申告会場では、次の内容を含む所得税の確定申告等は受付することはできません。越谷税務署イオンレイクタウンkaze3階イオンホール会場(2月13日(水)までは越谷税務署庁舎)での受付となりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受付できません。

- ▶青色申告
- ▶譲渡所得の申告(土地、建物等)
- ▶分離課税の申告(配当、株式等)
- ▶雑損控除
- ▶政党等寄附金等特別控除
- ▶海外居住の扶養控除
- ▶平成23年以前分の申告
- ▶死亡した方の申告
- ▶損失の申告
- ▶住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶更正の請求

※町県民税申告は、上記の申告会場です。

所得税(国税)の確定申告

「確定申告会場」(所得税・消費税・贈与税)を
イオンレイクタウン kaze 3階「イオンホール」に開設します。

越谷税務署の確定申告会場

日 時		場 所
1月 4日(金)～2月13日(水)(土・日・祝日を除く。)		午前8時30分～午後5時 越谷税務署
2月14日(木)～3月15日(金)(土・日を除く。)		午前9時～午後4時 イオンレイクタウン kaze 3階 イオンホール
休日受付	2月24日(日)・3月3日(日)	午前9時～午後4時

※2月14日(木)～3月15日(金)の期間は、越谷税務署庁舎では確定申告の申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

※混雑状況によっては受付終了時間を早める場合があります。

平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付を上記のとおり行います。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、「e-tax」を利用して確定申告書を提出できるほか、印刷して郵送で提出することができます。

また、申告書作成方法等にご不明な点がある方は、イオンレイクタウンにて申告相談を行っておりますので、ご利用ください。

確定申告が必要な方

- ▶事業を行っている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成24年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除額を差し引いて残額のある方

※事業所得、不動産所得や山林所得があり、確定申告をする方は、「収支内訳書」(青色申告者は「青色申告決算書」)を添付しなければなりません。

- ▶給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方
 - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - ・給与の支払いを受けている方で給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 - ・同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方など

なお、詳しくは国税庁ホームページで確認されるか、越谷税務署へお問い合わせください。

申告すれば所得税が戻る方

次のような場合は、確定申告書を提出することによって源泉徴収された所得税が還付される場合があります。この場合、申告者名義の金融機関の口座番号が必要となります。

- ▶給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方
- ▶給与所得者で、次のような方
 - ・災害や盗難などにあった方
 - ・多額の医療費を支払った方
 - (個人別・病院別の集計をお願いします。)
 - ・一定の要件に該当する寄附金を支払った方
 - ・住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入又は大規模な修繕・増改築をした方

年金収入がある方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。(この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。)

※所得税の確定申告を必要としない場合であっても町県民税の申告が必要な場合があります。

申告期限など

- ▶申告期限と納期限
 - ・所得税及び贈与税
平成25年3月15日(金)
 - ・個人事業者の方の消費税及び地方消費税
平成25年4月1日(月)
- ▶振替納税の口座振替日
 - ・所得税及び贈与税
平成25年4月22日(月)
 - ・個人事業者の方の消費税及び地方消費税
平成25年4月24日(水)